

御池通スポンサー花壇事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「京都市緑の基本計画」に基づく、市民・事業者・行政のパートナーシップによる緑化の推進の一環として、御池通におけるスポンサー花壇事業への協賛及び花壇の維持管理への協力を得て、四季折々の草花を植栽、育成し、四季の花ストリートを創出することにより、市民に潤いと安らぎを与えるほか、地域の環境美化に資する、歩いて楽しい緑と花いっぱいのまちづくりを推進していくことを目的とする。

(事業内容)

第2条 市長は、スポンサー花壇事業に対して協賛する企業・団体（以下「スポンサー」という。）及び花壇の維持管理に協力する企業・団体等及び個人（以下「サポーター」という。）を募り、前条の目的に適う花壇の設置及び維持管理を行うものとする。

- 2 花壇設置場所は、御池通（堀川通～鴨川）の植樹帯とする。
- 3 花壇形式は、コンテナ花壇とする。

(協賛内容)

第3条 協賛内容は、次の各号に定める協賛金の出資とする。

- (1) 協賛金額は、一口3万円（年間）とする。
- (2) 協賛は、複数口可能とする。
- (3) 協賛期間は、年度ごとの1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。
- (4) 複数年の協賛を希望する場合も、年度ごとに申請手続を行うものとする。
- (5) 既納の協賛金は返還しないものとする。ただし、第8条の規定による場合においてはこの限りではなく、返還する場合は全額とする。

(協力内容)

第4条 維持管理の協力内容は、次の各号に定める日常の維持管理とする。

- (1) 維持管理は、灌水、除草、花殻摘みを基本とし、協議のうえ決定するものとする。
- (2) 協力期間は、年度ごとの1年間とし、年度途中で協力を開始した場合も当該年度末日までとする。
ただし、期間満了の日の1か月前までに、サポーターからの何らかの意思表示がない場合は、引き続き協力期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協賛手続)

第5条 スポンサー花壇事業へ協賛しようとするものは、協賛申出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申出書を受領した後、スポンサーを決定し、協賛金の納付書を発行するものとする。
- 3 市長は、協賛金の納入を確認した後、協賛金受納書（第2号様式）をもって通知し、スポンサーが希望した場合は、スポンサーの名称等を事業紹介看板及び京都市情報館に掲載するものとする。
- 4 市長は、事業紹介看板にスポンサーの名称等を掲載した場合及び花壇の植替えを行った場合は、その旨をスポンサーに報告するものとする。
- 5 スポンサーとして適当でないとして市長が認める企業・団体については、スポンサーに決定しないことがある。

(申出者の優先取扱い)

第6条 市長は、申出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申出者をほかの申出者に優先してスポンサーとすることができる。

- (1) 前年度に引続きスポンサーとなる時
- (2) サポーターの申出を併せて行う時

(協力手続)

第7条 花壇の維持管理に協力しようとするものは、協力申出書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の協力申出書を受領した後、サポーターとして登録し、サポーター登録書(第4号様式)をもって通知するものとする。
- 3 市長は、サポーターが希望した場合はサポーターの名称等を事業紹介看板に掲載し、花壇の維持管理に必要な用具等の貸与及び支給を行う。
- 4 サポーターは、花壇の維持管理への協力を中止する場合、中止の意思確認ができる書類を市長に提出するものとする。
- 5 サポーターの活動を十分に行えない等、サポーターとして適当でないと市長が認める企業・団体等及び個人についてはサポーターとして登録しないことがある。

(協賛・協力の取消)

第8条 スポンサーとして適当でないと市長が認める企業・団体及びサポーターの活動を十分に行えない等、サポーターとして適当でないと市長が認める企業・団体等及び個人については、協賛・協力を取り消すとともに、その旨を協賛取消通知書(第5号様式)又は協力取消通知書(第6号様式)により通知する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、スポンサー花壇事業の実施に関し必要な事項については、所轄局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 5年 2月 1日から施行する。

(第1号様式)

協 賛 申 出 書

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

別紙の確認事項を了承し、御池通スポンサー花壇事業へ協賛しますので、次のとおり申し出ます。

企業・団体名	ふりがな	
代表者 役職・氏名	(役職)	ふりがな
		氏名：
担当部署及び担当者名	(部署名等)	ふりがな
		氏名：
連絡先	(住所) 〒	
	(電話番号)	
協賛内容	花壇推進事業に対する協賛金の出資	
協賛金額	_____万円 (1口3万円)	
協賛年度	_____年度	
スポンサー名の公開 (該当項目にチェック☑) ※スポンサー名以外は 公開しません。	事業紹介看板への掲載 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	京都市情報館 (ホームページ) への掲載 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

(第1号様式別紙)

御池通スポンサー花壇事業への協賛にかかる確認事項

(協賛内容)

- 1 協賛内容は、次の各号に定める協賛金の出資とする。
 - (1) 協賛金額は、一口3万円(年間)とする。
 - (2) 協賛は、複数口可能とする。
 - (3) 協賛期間は、年度ごとの1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。
 - (4) 複数年の協賛を希望する場合も、年度ごとに申請手続を行うものとする。
 - (5) 既納の協賛金は返還しないものとする。ただし、要綱第8条の規定による場合においてはこの限りではなく、返還する場合は全額とする。

(協賛手続)

- 2 市長は、協賛金の納入を確認した後、協賛金受納書(第2号様式)をもって通知し、スポンサーが希望した場合は、スポンサーの名称等を事業紹介看板及び京都市情報館に掲載するものとする。
- 3 スポンサーとして適当でないと市長が認める企業・団体については、スポンサーに決定しないことがある。

(協賛の取消)

- 4 スポンサーとして適当でないと市長が認める企業・団体については、協賛を取り消すとともに、その旨を協賛取消通知書(第5号様式)により通知する。

(その他)

- 5 協賛者の情報は、以下の目的の範囲内で使用する可能性がある。また、これらの利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を提供することがある。
 - (1) スポンサー花壇の管理やサポーター活動についての情報提供のため
 - (2) 本市が行う緑化推進事業等についての各種お知らせ等の送付のため
- 6 疑義を生じたとき、または定めのない事項については、協議のうえ決定する。

(第2号様式)

建み 第 号
年 月 日

様

御池通スポンサー花壇

協 賛 金 受 納 書

京都市長 門川 大作

お申出のございました御池通スポンサー花壇事業への協賛金につきまして、
ありがたく受納致しました。

協賛金額 円 _____

(第3号様式)

協 力 申 出 書

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

別紙の確認事項を了承し、花壇の維持管理に協力しますので、次のとおり申し出ます。

企業・団体・個人名	ふりがな	
代表者 役職・氏名 ※個人の場合は記入不要	(役職)	ふりがな
		氏名：
担当部署及び担当者名 ※個人の場合は記入不要	(部署名等)	ふりがな
		氏名：
連絡先	(住所) 〒	
	(電話番号)	
生年月日* (保険加入のためにお伺いしております)	年	月 日
協力内容	花壇における日常の維持管理への協力	
協力者数	_____人	
協力年度	_____年度	

*協力者が複数の場合は名簿（氏名・生年月日記載、様式自由）を添付の上、提出してください。

(第3号様式別紙)

御池通スポンサー花壇事業への協力にかかる確認事項

(協力内容)

- 1 維持管理の協力内容は、次の各号に定める日常の維持管理とする。
 - (1) 維持管理は、灌水、除草、花殻摘みを基本とし、協議のうえ決定するものとする。
 - (2) 協力期間は、年度ごとの1年間とし、年度途中で協力を開始した場合も当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、サポーターからの何らかの意思表示がない場合は、引続き協力期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協力手続)

- 2 市長は、花壇へサポーターの名称等を記したプレートを設置し、花壇の維持管理に必要な用具等の貸与及び支給を行う。
- 3 サポーターは、花壇の維持管理への協力を中止する場合、中止の意思確認ができる書類を市長に提出するものとする。
- 4 サポーターの活動を十分に行えない等、サポーターとして適当でないと市長が認める企業・団体・等及び個人についてはサポーターとして登録しないことがある。

(協力の取消)

- 5 サポーターの活動を十分に行えない等、サポーターとして適当でないと市長が認める企業・団体等及び個人については、協力を取り消すとともに、その旨を協力取消通知書(第6号様式)により通知する。

(その他)

- 6 協力者の情報は、以下の目的の範囲内で使用する場合があります。また、これらの利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を提供することがある。
 - (1) スポンサー花壇の管理やサポーター活動についての情報提供のため
 - (2) 本市が行う緑化推進事業等についての各種お知らせ等の送付のため
- 7 疑義を生じたとき、または定めのない事項については、協議のうえ決定する。

(第4号様式)

建み第 号
年 月 日

様

御池通スポンサー花壇

サポーター登録書

京都市長 門川 大作

〔建設局 みどり政策推進室〕
みどり協働担当 電話 222-4113

お申出いただきました、御池通スポンサー花壇事業への協力につきまして、
サポーターとして登録致しましたので、お知らせ致します。

企業・団体・個人名 _____ :

(第5号様式)

建み第 号
年 月 日

様

御池通スポンサー花壇
協 賛 取 消 通 知 書

京都市長 ○○○○

下記のとおり御池通スポンサー花壇事業への協賛を取り消しましたので、通知します。

1 協賛を取り消したスポンサー :

2 協賛を取り消した理由

[]

3 協賛取消日 : 年 月 日

(第6号様式)

建み第 号
年 月 日

様

御池通スポンサー花壇
協 力 取 消 通 知 書

京都市長 ○○○○

下記のとおり御池通スポンサー花壇事業のサポーター登録を取り消しましたので、通知します。

1 登録を取り消したサポーター :

2 登録を取り消した理由

[]

3 登録取消日 : 年 月 日